

ジョブズコミュニティレポート 2023年9月号

**過去最大43円の最賃引き上げ、「経営に影響」74.8%**  
—近年の引き上げにより運輸や医療・福祉、製造・建設業への影響も増す—

Q. 地域別最低賃金が引き上げられることによる影響はありますか。

(%)

	事業計画など、経営全体にかかわる影響がある	採用計画の変更など、経営の一部に影響がある	若干の賃金変更はあるが、経営への影響は小さい	全く影響はない
2023年8月 (n=816)	51.6	23.2	16.7	8.6
	74.8%			
2022年8月 (n=817)	52.4	21.3	18.2	8.1
2021年8月 (n=860)	50.1	19.4	20.1	10.3
2020年9月 (n=638)	38.7	15.4	23.8	22.1
2019年7月 (n=923)	54.9	23.4	14.6	7.0

【地域別最低賃金の推移】

※出典：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34458.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html)

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
全国加重平均	848	874	901	902	930	961	<b>1,004</b>
引き上げ幅（前年度比）	25	26	27	1	28	31	<b>43</b>
引き上げ率	3.04%	3.07%	3.09%	0.11%	3.10%	3.33%	<b>4.47%</b>

2023年度の地域別最低賃金は全国加重平均で初の1,000円台となる1,004円、前年度からの引き上げ幅は過去最大の43円となります。最低賃金の大幅な引き上げによる影響について経営者や採用担当者に伺いました。

「事業計画など、経営全体にかかわる影響がある」と答えた企業は51.6%、「採用計画の変更など、経営の一部に影響がある」は23.2%に上り、7～8割の企業が最低賃金改定により経営に一定の影響を受けることが分かりました。一方、過去最大の引き上げ幅だったものの、2020年を除いた過去調査の結果と大きな違いは見られません。

地域別では、すべての県が中央最低賃金審議会の目安額以上の引き上げを決めた九州・沖縄において、「全く影響はない」が増えました。人材不足が広がるなか、最低賃金ぎりぎりの給与水準では人材採用・定着で不利に働くことがあります。影響がない・小さい企業では、人材確保のために以前から高めの給与設定をしていたことが考えられます。

業種別では2022年同様小売業や飲食業への影響が大きいです。2年前からの変化で見ると、運輸業と医療・福祉関連業、製造業・建設業において「事業計画など、経営全体にかかわる影響がある」「採用計画の変更など、経営の一部に影響がある」計の伸びが大きいことが見てとれます。アルバイト・パートの給与水準が比較的高い業種ではありますが、近年の最低賃金の伸びを受けて、最低賃金割れが発生する企業が増えているのかもしれない。

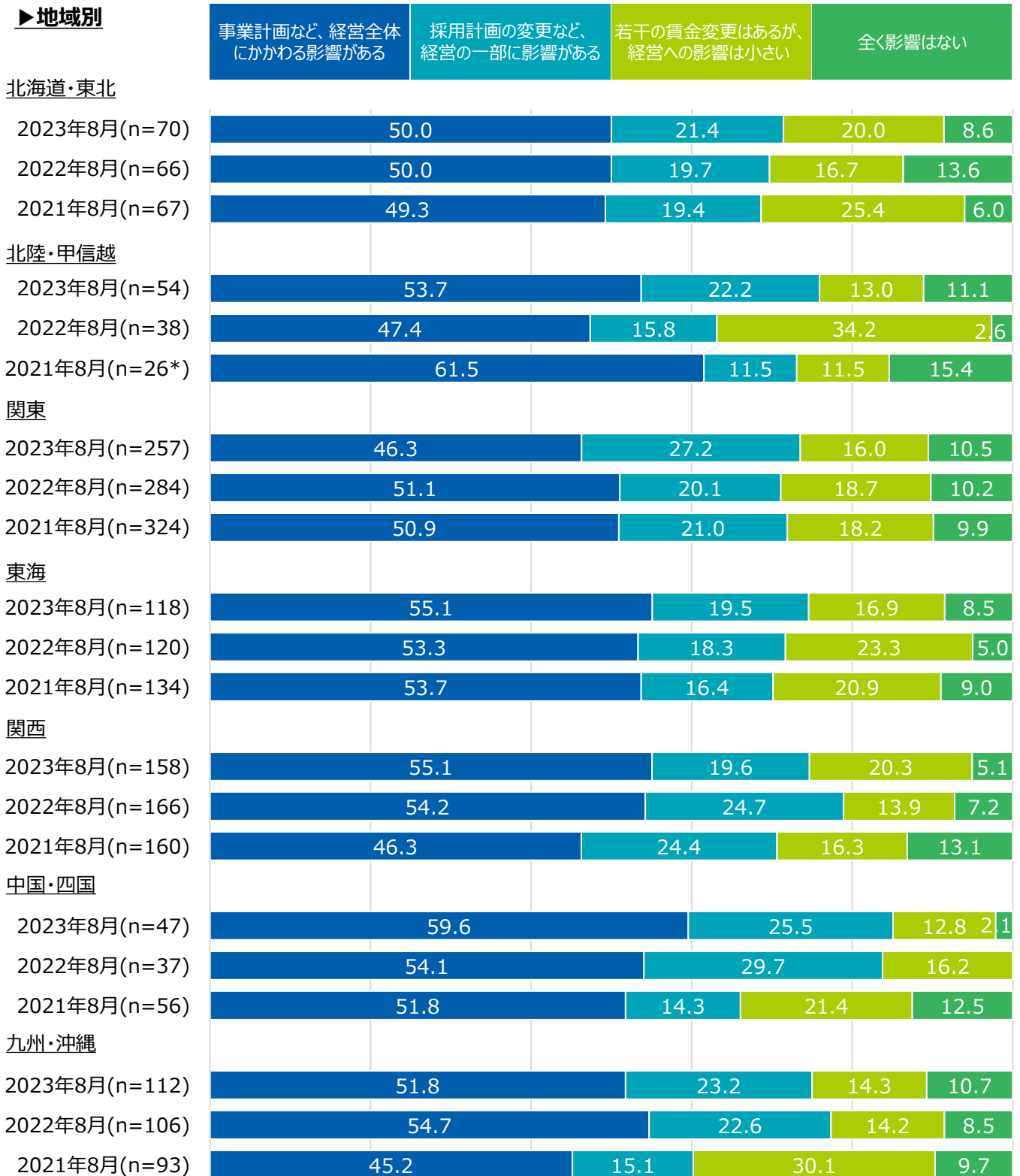
改定後の最低賃金は都道府県ごとに10月上旬から中旬にかけて発効されます。今回の大幅な引き上げは、アルバイト・パートだけでなく正社員の給与にも影響が出る可能性があります。これまで影響が少なく気にしてこなかった企業においても、自社従業員に最低賃金割れの恐れがないかチェックしてみたいかがでしょうか。

- アンケート実施期間：  
2023年8月25日(金)～8月31日(木)
- 有効回答数：816人
- 対象：人材インフォメールマガジン会員  
(主な会員は経営者、人事担当者)

- 本レポートに関するお問い合わせ先  
[jbrc@r.recruit.co.jp](mailto:jbrc@r.recruit.co.jp)
- その他のアンケート結果はこちらから  
[https://jbrc.recruit.co.jp/tag/tag\\_38.html](https://jbrc.recruit.co.jp/tag/tag_38.html)

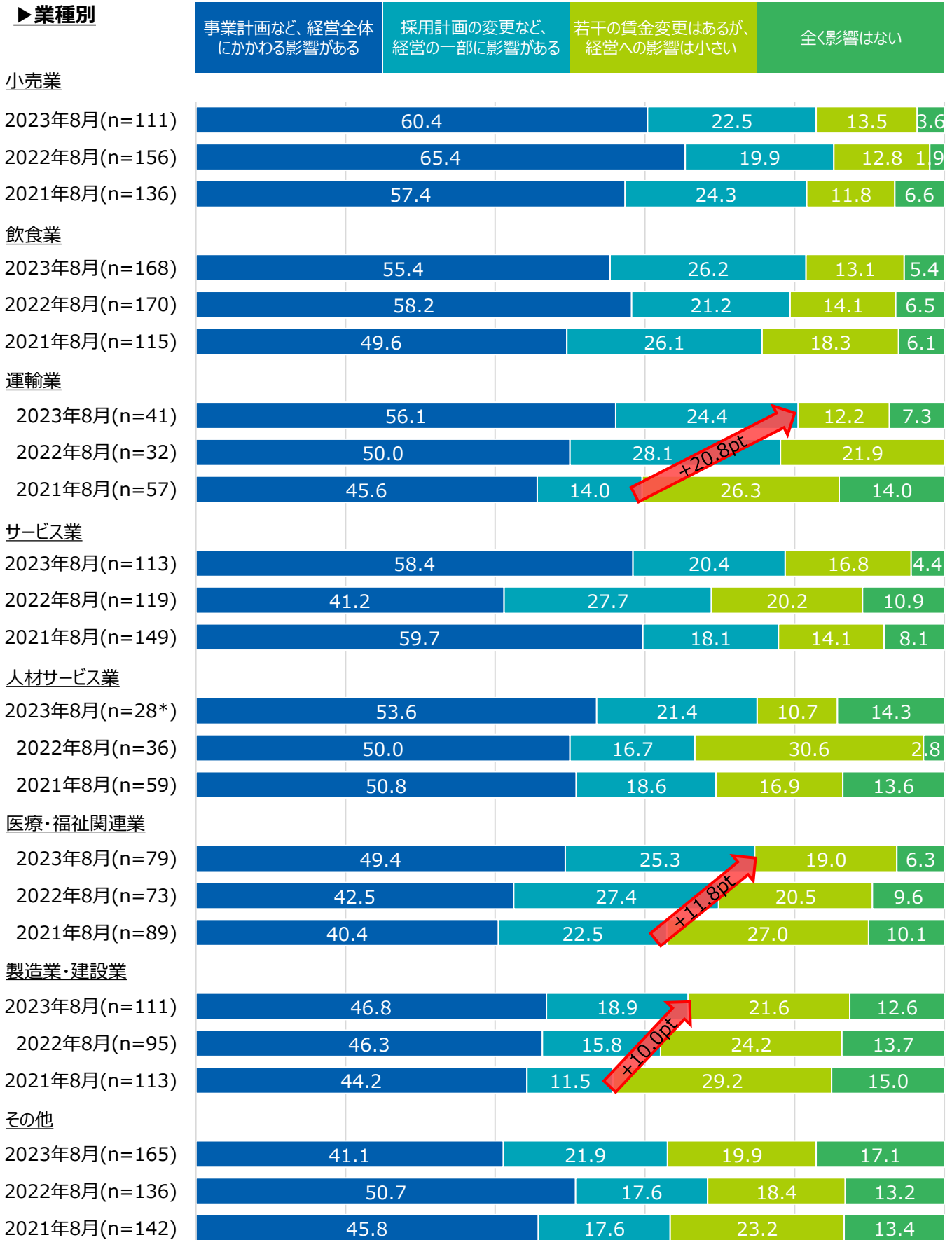
※レポート内の数値は、集計結果の小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100にならない場合があります

(%)



\*回答数nが30未満の場合は参考値として掲載

(%)



\*回答数nが30未満の場合は参考値として掲載